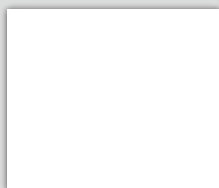


不動産登記簿健康診断[®] お申込書

やり残している手続きがあると、お子様などの相続人が…



司法書士/宅地建物取引士
福田雅基

実際このようなケースによく遭遇します。

やり残している手続きを発見した場合は、不動産登記簿を健康な状態にするための適切なアドバイスをさせていただきます！
下記ご記入の上、メール、FAX、郵送のいずれかでお送りください。



ご依頼者様

①氏名：

③日中連絡がとれる電話番号：

②住所：



診断対象物件（所在、地番、家屋番号が分からない場合は、課税明細書のコピーをそのままお送りください）

①所在：

地番または家屋番号：

②所在：

地番または家屋番号：

③所在：

地番または家屋番号：

料 金

3,000円(実費・消費税込み)
3物件まで

※4物件目からは1物件ごとに1,000円加算

納 期

ご依頼

レターパック
2週間以内

お届け



FAX送信番号

03-6869-5163

不動産を売却される場合や相続税の申告をする場合は、信頼できる不動産業者や相続税専門の税理士を無料でご紹介いたします！

司法書士法人チェスター

〒103-0022 東京都中央区日本橋室町3-4-7 ヒューリック日本橋室町ビル10階

[TEL] 03-6869-5162 [FAX] 03-6869-5163 [MAIL] info@chester-law.jp

おもいやり
相続人 プラン[®]

詳しくは
おもプラ 検索

